

石川労働局発表
平成30年12月25日(火)

【照会先】

石川労働局職業安定部職業対策課
課長 宮崎 栄一郎
課長補佐 武苗 薫
地方障害者雇用担当官 川越 寛子
電話 076(265)4428

平成30年 石川県の機関、市町の機関、石川県等の教育委員会 及び地方独立行政法人等における障害者雇用状況の集計結果

石川労働局では、平成30年6月1日現在の石川県の機関、市町の機関、石川県等の教育委員会の「障害者任免状況」並びに地方独立行政法人等の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、地方公共団体及び地方独立行政法人等に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】

＜地方公共団体＞法に基づく障害者雇用率 2.5%(2.3%)

ただし、石川県教育委員会、一部の市町教育委員会は 2.4%(2.2%)

- ・石川県・市町等の機関：雇用障害者数 327.5人(307.0人)、実雇用率 1.95(1.84%)
- ・石川県等の教育委員会：雇用障害者数 101.0人(100.5人)、実雇用率 1.45%(1.44%)

＜地方独立行政法人等＞障害者雇用率 2.5%(2.3%)

- ・雇用障害者数 4.0人(5.0人)、実雇用率 1.44%(2.39%)

※()は前年の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 地方公共団体における在職状況

(1) 石川県・市町等の機関（法定雇用率 2.5%）

石川県及び市町等の機関に在職している障害者の数は 327.5 人で、前年より 6.7%（20.5 人）増加しており、実雇用率は 1.95%と、前年に比べ 0.11 ポイント増加しました。

36 機関中 29 機関で達成。

〔総括表 1 (1) (p3)、詳細表の第 1 表・第 2 表 (p4)〕

(2) 石川県等の教育委員会（法定雇用率 2.4%）

石川県等の教育委員会に在職している障害者の数は 101.0 人で前年より 0.5%（0.5 人）増加しており、実雇用率は 1.45%と、前年に比べ 0.01 ポイント増加しました。

3 機関中 2 機関で達成。

〔総括表 1 (2) (p3)、詳細表の第 3 表・第 4 表 (p5)〕

2 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.5%）に雇用されている障害者の数は 4.0 人で、前年より 20.0%（1.0 人）減少しており、実雇用率は 1.44%と、前年に比べ 0.95 ポイント減少しました。

3 機関中 2 機関で達成。

〔総括表 2 (p3)、詳細表の第 5 表・第 6 表 (p6)〕

※石川県の機関、市町等の機関、石川県等の教育委員会は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、障害者任免状況通報書により厚生労働大臣に対して通報しなければならないこととされています。

※地方独立行政法人等は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 43 条に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、障害者雇用状況報告書により厚生労働大臣に対して報告しなければならないこととされています。

総括表

平成 30 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況

1 地方公共団体における在職状況

(1) 石川県・市町等の機関(法定雇用率 2.5%)

() 内は前年の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	16,782.0 人 (16,678.0 人)	327.5 人 (307.0 人)	1.95 % (1.84 %)	29 / 36 (29 / 36)	80.6% (80.6%)	97.0 人 (86.5 人)
石川県 知事部局	4,998.0 人 (4,974.0 人)	62.0 人 (68.0 人)	1.24 % (1.37%)	0 / 1 (0 / 1)	00.0% (00.0%)	62.0 人 (46.0 人)
その他の 石川県機関	416.0 人 (415.0 人)	7.0 人 (3.0 人)	1.68 % (0.72 %)	0 / 1 (0 / 1)	00.0% (00.0%)	3.0 人 (6.0 人)
市町の 機関(*1)	11,368.0 人 (11,289.0 人)	258.5 人 (236.0 人)	2.27 % (2.09%)	29 / 34 (29 / 34)	85.3% (85.3%)	32.0 人 (34.5 人)

(*1) 市町の機関は下記(2)の市町教育委員会以外の市町教育委員会を含む。

(2) 石川県等の教育委員会(法定雇用率 2.4%)

() 内は前年の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	6,944.0 人 (6,997.0 人)	101.0 人 (100.5 人)	1.45 % (1.44%)	2 / 3 (2 / 3)	66.7% (66.7%)	67.0 人 (58.0 人)
石川県 教育委員会	6,291.0 人 (6,331.0 人)	83.0 人 (81.0 人)	1.32 % (1.28%)	0 / 1 (0 / 1)	00.0% (00.0%)	67.0 人 (58.0 人)
市町 教育委員会 (*2)	653.0 人 (666.0 人)	18.0 人 (19.5 人)	2.76 % (2.93%)	2 / 2 (2 / 2)	100.0% (100.0%)	0.0 人 (0.0 人)

(*2) 市町教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等学校に置かれる教諭、助教諭又は講師の任命権者であるもの。

2 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率 2.5%)

() 内は前年の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
地方独立行政 法人等(*3)	278.5 人 (209.5 人)	4.0 人 (5.0 人)	1.44% (2.39%)	2 / 3 (2 / 2)	66.7% (100.0%)	1.0 人 (0.0 人)

(*3) 「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を、「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

注 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また短時間勤務職員である重度身体障害者および重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている

注 各表の②欄()前年の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注 障害者法定雇用率について

石川県の機関・市町等の機関・地方独立行政法人等は障害者雇用率 2.5% (前年は 2.3%)

石川県等の教育委員会は障害者雇用率 2.4% (前年は 2.2%)

詳細表

- 1 地方公共団体における在職状況
 (1) 石川県・市町等の機関(法定雇用率2.5%の機関)
 ① 概況【第1表】

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数				③ 障害者数(人)				④ 実雇用率(%) (F÷②×100)	⑤ 法定雇用率達成機関の割合(%)	全国	
		A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E 精神障害者短時間特例	F. 合計 (A×2+B+C+(D-E)×0.5)+E					実雇用率(%)	法定雇用率達成機関の割合(%)
29年度	36	86	3	128	8	-	307.0	1.84	80.6	2.30	77.1		
30年度	36	90	5	138	7	2	327.5	1.95	80.6	2.39	69.7		

② 障害種別在職状況【第2表】

区分	障害者の数	② 身体障害者				③ 知的障害者				④ 精神障害者			
		短時間以外		短時間		短時間以外		短時間		短時間以外		短時間	
		a. 重度	b. 重度以外	c. 重度	d. 重度以外	a. 重度	b. 重度以外	c. 重度	d. 重度以外	a. 重度	b. 短時間以外	c. 短時間	d. 短時間特例
29年度	307.0	86	103	3	6	281.0	0	3	0	0	2	23.0	
30年度	327.5	90	107	5	4	294.0	0	3	1	2	30.0		

【【第1表】の注】

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
 注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
 注4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 ①平成27年6月2日以降に採用された者であること。
 ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
 注5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

【【第2表】の注】

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
 注2 ②③のa欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
 注3 ②③④のd欄の重度障害者以外の短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
 注4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

(2)石川県等の教育委員会(法定雇用率2.4%の機関)

① 概況【第3表】

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数		③障害者数(人)				④ 実雇用率(%) (F÷②×100)		⑤ 法定雇用率達成機関の割合(%)		全国	
		A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者、 及び知的障害者並びに 精神障害者である短時間 勤務職員	E. 精神障害者 短時間特別		F. 合計 (A×2+B+C+(D-E)×0.5)+E		実雇用率 (%)	法定雇用率達 成機関の割合 (%)	実雇用率 (%)	法定雇用率達 成機関の割合 (%)
29年度	3	26	2	46	1	-	100.5	1.44	66.7	1.85	57.4		
30年度	3	29	2	40	2	0	101.0	1.45	66.7	1.90	43.3		

② 障害種別在職状況【第4表】

区分	障害者の数	②身体障害者				③知的障害者				④精神障害者					
		短時間以外		短時間		短時間以外		短時間		短時間以外		短時間		短時間特別	
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特別	f. 計 b+(d-e)×0.5+e
29年度	100.5	26	39	2	1	93.5	0	0	0	0.0	7	0	-	7.0	
30年度	101.0	29	32	2	2	93.0	0	0	0	0.0	8	0	0	8.0	

【【第3表】の注】

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 注4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること。
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
③D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

【【第4表】の注】

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 注2 ②③のa欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 注3 ②③④のd欄の重度障害者以外の短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 注4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

2 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%の機関)

① 概況【第5表】

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数				③ 障害者数(人)				F. 合計 (A×2+B+C+(D-E)×0.5)+E	④ 実雇用率(%) (F÷②×100)	⑤ 法定雇用率達成機関の割合(%)	全国	
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E.(※)精神障害者短時間特例	短時間以外	短時間	短時間以外				短時間	実雇用率(%)
29年度	2	209.5	1	0	3	0	0	0	-	5.0	2.39	100.0	2.16	73.2
30年度	3	278.5	0	0	4	0	0	0	0	4.0	1.44	66.7	2.34	68.1

② 障害種別雇用状況【第6表】

区分	障害者の数	② 身体障害者				③ 知的障害者				④ 精神障害者						
		短時間以外		短時間		短時間以外		短時間		短時間以外		短時間				
		a. 重度	b. 重度以外	c. 重度	d. 重度以外	a. 重度	b. 重度以外	c. 重度	d. 重度以外	a. 重度	b. 短時間以外	c. 短時間	d. 短時間特例			
29年度	5.0	1	2	0	0	4.0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.0
30年度	4.0	0	3	0	0	3.0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.0

【【第5表】の注】

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントされる。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①平成27年6月2日以降に採用された者であること。
- ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

【【第6表】の注】

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④c欄の重度障害者以外の短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のc欄及び③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

【第7表】

3 地方公共団体等の各機関の状況

(1) 石川県・市町等の機関における状況（法定雇用率 2.5%）

平成30年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
1	石川県	4,998.0	62.0	1.24	62.0	
2	石川県警察本部	416.0	7.0	1.68	3.0	
3	金沢市	2,244.5	29.0	1.29	27.0	注5
4	七尾市	858.0	19.0	2.21	2.0	注4
5	小松市	873.0	22.0	2.52	0.0	
6	輪島市	476.0	12.0	2.52	0.0	
7	珠洲市	255.0	8.0	3.14	0.0	
8	加賀市	589.0	13.0	2.21	1.0	注4
9	羽咋市	193.0	4.0	2.07	0.0	
10	白山市	767.0	19.0	2.48	0.0	
11	かほく市	353.0	9.0	2.55	0.0	
12	能美市	454.0	12.0	2.64	0.0	
13	野々市市	299.0	7.0	2.34	0.0	
14	川北町	59.0	1.0	1.69	0.0	
15	津幡町	337.5	9.0	2.67	0.0	
16	内灘町	187.0	5.0	2.67	0.0	
17	志賀町	238.0	6.0	2.52	0.0	
18	宝達志水町	187.5	4.0	2.13	0.0	
19	中能登町	171.0	4.5	2.63	0.0	
20	穴水町	249.5	7.0	2.81	0.0	
21	能登町	283.5	7.5	2.65	0.0	
22	七尾市教育委員会	136.0	4.0	2.94	0.0	
23	輪島市教育委員会	93.0	3.5	3.76	0.0	
24	加賀市教育委員会	125.5	4.0	3.19	0.0	
25	羽咋市教育委員会	57.5	0.0	0.00	1.0	注4
26	白山市教育委員会	101.0	4.0	3.96	0.0	
27	かほく市教育委員会	110.5	2.0	1.81	0.0	
28	能美市教育委員会	193.0	4.0	2.07	0.0	
29	野々市市教育委員会	112.5	4.0	3.56	0.0	
30	津幡町教育委員会	111.5	4.0	3.59	0.0	
31	内灘町教育委員会	61.0	2.0	3.28	0.0	
32	能登町教育委員会	88.0	2.0	2.27	0.0	
33	白山石川医療企業団	385.0	11.0	2.86	0.0	
34	羽咋郡市広域圏事務組合	188.0	3.0	1.60	1.0	
35	金沢市企業局	233.5	5.0	2.14	0.0	
36	加賀市医療センター	297.5	8.0	2.69	0.0	
	合 計	16,782.0	327.5	1.95	97.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 七尾市においては、10月31日現在において障害者の数21.0人、実雇用率2.45%、不足数0人となっている。
加賀市においては、9月1日現在において障害者の数15.0人、実雇用率2.53%、不足数0人となっている。
羽咋市教育委員会においては、11月21日現在において障害者の数1.0人、実雇用率1.68%、不足数0人となっている。

5 注5の機関は、特例認定を受けている。特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

【第8表】

(2) 石川県等の教育委員会における状況（法定雇用率 2.4%）

平成30年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
1	石川県教育委員会	6,291.0	83.0	1.32	67.0	
2	金沢市教育委員会	493.0	13.5	2.74	0.0	
3	小松市教育委員会	160.0	4.5	2.81	0.0	
	合 計	6,944.0	101.0	1.45	67.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

【第9表】

4 地方独立行政法人等における状況（法定雇用率 2.5%）

平成30年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
1	石川県公立大学法人	154.0	3.0	1.95	0.0	
2	公立大学法人 金沢美術工芸大学	60.5	1.0	1.65	0.0	
3	公立大学法人 公立小松大学	64.0	0.0	0.00	1.0	
	合 計	278.5	4.0	1.44	1.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|------------------|---|---|
| ○ 民間企業 …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
（45.5人 [50人] 以上規模の企業）
特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
〔独立行政法人、国立大学法人等 |
| ○ 国、地方公共団体 …… | | 2. 5% [2. 3%]
（40人 [43.5人] 以上規模の機関） |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …… | | 2. 4% [2. 2%]
（42人 [45.5] 以上規模の機関） |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\begin{array}{l}
 \text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\
 \text{+ 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数 + 失業者数}}
 \end{array}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

【参考資料】

◎平成 29 年 6 月 1 日時点の石川県の機関、市町の機関、石川県等の教育委員会及び地方独立行政法人等における障害者雇用状況の訂正について

本公表資料において、石川県の機関、市町の機関、石川県等の教育委員会及び地方独立行政法人等について、平成 30 年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況との比較対照のために掲載している平成 29 年 6 月 1 日時点の数値は、「石川県の機関、市町の機関、石川県等の教育委員会及び地方独立行政法人等における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について」(平成 30 年 10 月 22 日公表)(以下「再点検結果」という。)に、10 月 22 日から 12 月 18 日までの間に把握された一部の障害者任免状況通報書の訂正等を反映したものに基いております。訂正後の再点検結果は、次の URL をご覧ください。

<URL>

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/content/contents/000356752.pdf>